21. ブテンボ・エアライン（ＢＡＬ）
BUTEMBO AIRLINES
（住所）コンゴ民主共和国、ブテンボ（Butembo）
（特定情報）ブテンボから運営している個人所有の航空会社。2008年12月現在、ＢＡＬはコンゴ民主共和国において航空機運航免許をもはや有していない。
（指定の根拠）キソニ・カンバレ（Kisoni KAMBALE）が、モングブワル（Mongbwalu）・ブテンボ間で、ＦＮＩ（国民主義・統合主義戦線）の金、食糧及び武器を輸送するために、同人の航空会社を使用した。これは、国連安保理決議第1493号（2003）及び第1596号（2005）の武器禁輸措置に違反する、不法な武装勢力への「支援の提供」を構成する。

23. 大湖地域航空会社（コンパニー・アエリエンヌ・デ・グラン・ラック：ＣＡＧＬ）及び大湖地域ビジネス会社（グレイト・レイクス・ビジネス・カンパニー：ＧＬＢＣ）
COMPAGNIE AERIENNE DES GRANDS LACS, GREAT LAKES BUSINESS COMPANY
（住所）ＣＡＧＬ：コンゴ民主共和国、ゴマ、モブツ大統領通り（Avenue President Mobutu, Goma）（ＣＡＧＬは、ルワンダ共和国ギセニ（Gisenyi）にも事務所を所有）、ＧＬＢＣ：コンゴ民主共和国、ゴマ、私書箱315（ＧＬＢＣは、ルワンダ共和国ギセニにも事務所を所有）
（特定情報）2008年12月現在、ＧＬＢＣは運航可能な航空機をもはや有していないが、国連の制裁にかかわらず2008年に数機が飛行を継続した。
（指定の根拠）ＣＡＧＬ及びＧＬＢＣは、既に国連安保理決議第1596号（2005）の制裁措置の対象とされている個人であるドゥグラス・ムパモ（Douglas MPAMO）により所有される会社である。ＣＡＧＬ及びＧＬＢＣは、国連安保理決議第1493号（2003）及び第1596号（2005）の武器禁輸措置に違反する、武器及び弾薬の輸送を行っていたことがある。

24. カリクスト・ンバルシマナ
Callixte Mbarushimana
（生年月日・出生地）1963年７月24日、ルワンダ北部県ルヘンゲリ、ンドゥス（Ndusu／Ruhengeri）
（旅券、人定情報）ルワンダ人
（現住地）フランス・パリまたはタイス
（指定の根拠）ＦＤＬＲ（ルワンダ解放民主勢力）の事務局長。コンゴ民主共和国で活動している外国武装勢力の政治的・軍事的指導者として、国連安保理決議第1857号（2008）主文段落４(b)で定める、戦闘員の武装解除、自発的帰還及び再定住を妨害している。

25. スタニスラス・ンゼイマナ
Stanislas Nzeyimana
（別名）デオグラティアス・ビガルカ・イザバヨ（Deogratias Bigaruka Izabayo）、ビガルカ（Bigaruka）、ビグルラ（Bigurura）、イザバヨ・デオ（Izabayo Deo）
（生年月日・出生地）1966年１月１日（推定1967年または1966年８月28日）、ルワンダ、ムグサ（ブタレ）（Mugusa (Butare)）
（旅券、人定情報）ルワンダ人
（階級）准将
（現住地）コンゴ民主共和国北キブ州、マシシ、カロンゲ（Kalonge）またはコンゴ民主共和国キブア（Kibua）
（指定の根拠）ＦＯＣＡ（ＦＤＬＲ（ルワンダ解放民主勢力）の軍事部門）の副司令官。コンゴ民主共和国で活動している外国武装勢力の軍事的指導者として、国連安保理決議第1857号(2008)主文段落４(b)に違反し戦闘員の武装解除、自発的帰還及び再定住を妨害している。国連安保理コンゴ民主共和国制裁委員会専門家グループが収集し2008年２月13日付の報告書で詳細に記述されている証拠によれば、ＦＤＬＲ・ＦＯＣＡから奪回された少女らは、それまで誘拐され性的暴行を受けていた。2007年半ばから、それまで十代半ばから後半の少年らを徴兵していたＦＤＬＲ・ＦＯＣＡは、10歳以上の少年少女を強制的に徴兵してきた。少年少女らのうち、年少者は護衛として、年長者は前線の兵士として配備された。これは国連安保理決議第1857号（2008）主文段落４(d)及び(e)に違反している。

26. パシフィク・ンタウングカ
Pacifique Ntawunguka
（別名）オメガ大佐（Colonel Omega）、ンゼリ（Nzeri）、イスラエル(Israel)、パシフィック・ンタウングラ（Pacifique Ntawungula）
（生年月日・出生地）1964年１月１日、推定1964年、ルワンダ、ギセニ、ガセケ（Gisenyi, Gaseke）
（旅券、人定情報）ルワンダ人
（階級）大佐
（現住地）コンゴ民主共和国、ワリカレ、マシシ境界、ペティ（Peti）
（備考）エジプトで軍事訓練受講
（指定の根拠）ＦＯＣＡ（ＦＤＬＲ（ルワンダ解放民主勢力）の軍事部門）の第一師団司令官。コンゴ民主共和国で活動している外国武装勢力の軍事的指導者として、国連安保理決議第1857号（2008）主文段落４(b)に違反し戦闘員の武装解除、自発的帰還及び再定住を妨害している。国連安保理コンゴ民主共和国制裁委員会専門家グループが収集し2008年２月13日付の報告書で詳細に記述されている証拠によれば、ＦＤＬＲ・ＦＯＣＡから奪回された少女らは、それまで誘拐され性的暴行を受けていた。2007年半ばから、それまで十代半ばから後半の少年らを徴兵していたＦＤＬＲ・ＦＯＣＡは、10歳以上の少年少女を強制的に徴兵してきた。少年少女らのうち、年少者は護衛として、年長者は前線の兵士として配備された。これは国連安保理決議第1857号（2008）主文段落４(d)及び(e)に違反している。

27. レオポルド・ムジャンベレ
Leopold Mujyambere
（別名）ムセニェリ（Musenyeri）、アシール（Achille）、フレール・ペトルス・イブラヒム（Frere Petrus Ibrahim）
（生年月日・出生地）1962年３月17日（推定1966年）、ルワンダ、キガリ
（旅券、人定情報）ルワンダ人
（階級）大佐
（現住地）コンゴ民主共和国南キブ州ムウェンガ（Mwenga）
（指定の根拠）ＦＯＣＡ（ＦＤＬＲ（ルワンダ解放民主勢力）の軍事部門）の第二師団・予備隊司令官。コンゴ民主共和国で活動している外国武装勢力の軍事的指導者として、国連安保理決議第1857号（2008）主文段落４(b)に違反し戦闘員の武装解除、自発的帰還及び再定住を妨害している。国連安保理コンゴ民主共和国制裁委員会専門家グループが収集し2008年２月13日付の報告書で詳細に記述されている証拠によれば、ＦＤＬＲ・ＦＯＣＡから奪回された少女らは、それまで誘拐され性的暴行を受けていた。2007年半ばから、それまで十代半ばから後半の少年らを徴兵していたＦＤＬＲ・ＦＯＣＡは、10歳以上の少年少女を強制的に徴兵してきた。少年少女らのうち、年少者は護衛として、年長者は前線の兵士として配備された。これは国連安保理決議第1857号（2008）主文段落４(d)及び(e)に違反している。

○外務省告示第四百二十一号

外務省告示平成十二年第二百二十二号及び平成二十一年第二百七十二号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号に基づき設立された同理事会委員会が平成二十一年七月十七日及び二十九日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号４（ｂ）、第一三三三号８（ｃ）及び第一二九〇号２（ａ）に定められた措置の対象となる個人及び団体を別表のとおり改正する。

平成二十一年八月十二日

外務大臣　中曽根弘文